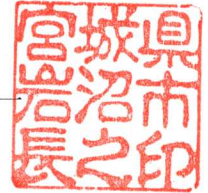


岩沼市公告第109号

下記業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和8年5月1日

岩沼市長 佐藤 淳



記

1 業務名

令和8年度 岩沼市基幹系システム標準化対応業務

2 目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、未標準化である13業務システムの標準化、ガバメントクラウド上での稼働及び関連システムへの連携等を図るもの。

3 業務内容

令和8年度 岩沼市基幹系システム標準化対応業務仕様書のとおり

4 応募資格

以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 国内に本店を有する法人
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない、若しくは本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 次に該当する者がいないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体又はその構成員がいないこと。
- (8) 国税及び地方税（本市課税分に限る。）に滞納がないこと。

5 スケジュール

- (1) 仕様書等の配付 令和 8 年 5 月 1 日(金)～令和 8 年 5 月 19 日(火)まで
- (2) 参加表明書の取得 令和 8 年 5 月 1 日(金)～令和 8 年 5 月 19 日(火)まで
- (3) 質問受付 令和 8 年 5 月 1 日(金)～令和 8 年 5 月 19 日(火)まで
- (4) 質問回答 令和 8 年 5 月 22 日(金)
- (5) 参加表明書提出期限 令和 8 年 5 月 26 日(火)午後 5 時まで
- (6) 提案資格確認・結果通知 令和 8 年 5 月 29 日(金)
- (7) 提案書類の提出期限 令和 8 年 6 月 17 日(水)午後 5 時まで
- (8) 提案審査会 令和 8 年 6 月 26 日(金)午後 1 時 30 分から
※プレゼンテーション、ヒアリング及び受託候補者の選定
- (9) 審査結果通知 令和 8 年 7 月上旬
- (10) 見積徴取会 令和 8 年 7 月上旬
- (11) 契約締結・準備期間 令和 8 年 7 月中旬
- (12) 履行開始 令和 8 年 7 月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出書類及び部数
 - ① 参加表明書（様式第 1 号）
 - ② 申請者の所在地及び名称を記載し、110 円切手を貼付した返信用封筒 1 枚
- (2) 提出期限
令和 8 年 5 月 26 日（火） 午後 5 時（必着）

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び部数
 - ① 企画提案参加申込書（様式第 2 号）：1 部
 - ② 企画提案書（任意様式）：10 部
 - ③ 参考見積書（様式第 3 号）：10 部
 - ④ 業務実績書（様式第 4 号）：10 部
 - ⑤ 直近年度の事業報告書及び収支決算書（任意様式）：10 部
 - ⑥ 業務工程表（任意様式）：10 部

(2) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時（必着）

8 審査方法

審査については、岩沼市基幹系システム標準化対応業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書類を提出した者の中から、提案書類の内容並びに企画提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を総合的に勘案した上で、「審査基準」に基づき、審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。

9 審査結果の通知

各提案者に文書にて通知を行うほか、岩沼市のホームページで公表する。

10 契約の締結等

(1) 契約方法

市が選定した受託候補者と企画提案書等に記載された項目について協議を行い、契約における仕様等の内容を定め、当該仕様書に基づく見積書を徴し、その内容について協議を行い、確定させた上で随意契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

(2) その他

第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

11 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「令和8年度 岩沼市基幹系システム標準化対応業務公募型プロポーザル実施要領」による。

12 担当部署

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

岩沼市政策部まちづくり政策課デジタル化推進室

電子メール: dx-suishin@city.iwanuma.miyagi.jp